

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 30 日

各都道府県教育委員会高等学校所管課
各指定都市教育委員会高等学校所管課
各都道府県私立学校担当課
附属高等学校を置く 御中
各国公立大学法人の高等学校所管課
高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体担当課

文部科学省初等中等教育局高等学校振興課

「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業」の成果報告
及び動画教材等の活用事例について（周知）

文部科学省では、地理的状况や各学校・課程・学科の枠にかかわらず、いずれの高等学校においても生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出せるようにするため、遠隔授業や通信教育を活用した積極的な学校間連携等のネットワーク構築に資する調査研究「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業」を実施しました。

この度、下記のとおり、令和 7 年度の調査研究成果報告書等を公開しましたので、周知します。

また、内閣府が実施した「令和 7 年地方分権改革に関する提案募集」に寄せられた提案 (R7-384) については、「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）において、「高等学校における補助教材としての動画教材の活用については、生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びに資する効果的な事例や当該事例における工夫等について、地方公共団体等に令和 8 年度中に周知する。」とされているところ、成果報告書等においては、補助教材としての動画教材等の活用について、生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びに資する効果的な事例や当該事例における工夫等が報告されました。これらを別添「補助教材としての動画教材等の活用事例」のとおりまとめましたので、併せて周知します。

各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下この文において同じ。）及び高等学校等を設置する域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対し、各都道府県におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対し、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては附属の高等学校等に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては認可した学校設置会社及び高等学校等に対し、本事務連絡について周知いただくようお願いします。

記

○ 各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業 令和7年度成果報告

- ・ 学びの機会の充実ネットワークの構築

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/sesaku/1418873_00037.htm

- ・ 指定ネットワークの伴走支援・研究

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/sesaku/1418873_00038.htm

- ・ 都道府県の枠組みを超えた探究プラットフォーム構築

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/sesaku/1418873_00039.htm

<添付資料>

(別添) 高等学校における補助教材としての動画教材等の活用事例

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局高等学校振興課企画係

電話：03-5253-4111（内線 4853）